

一般社団法人和乃絆定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 和乃絆（わのきずな）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者に対して、障害者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な自立生活に関する事業や就労支援を行い、障害者の自立の促進と障害者福祉に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- 4 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第2章 社 員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(種別)

第6条 当法人の社員は、次の3種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正社員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般社員 当法人の開催する各種講習会やイベントに参加するために入会した者
- (3) 賛助社員 当法人の事業を援助するために入会した者

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。正社員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後2カ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集通知)

第11条 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員に対し、会日の5日前までに発する。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、

その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第 13 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(代理)

第 14 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(員数)

第 16 条 当法人に理事 3 名以上を置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第5章 計 算

(事業年度)

第19条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から（翌年）9月30日までの年1期とする。

(残余財産の帰属)

第20条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。）に贈与するものとする。

(基金)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第22条 拠出された基金は、その拠出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第23条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わないものとする。